

Meet up chubu vol. 39

CN with 岐阜大学グローバル推進機構

事業化のための 知的財産権

令和6年5月9日（木）



事業化のための知的財産権

- 事業化

会社の継続性 + 社会貢献

新規なビジネス

研究開発 (R & D)

スタートアップ

→ 組織、リソース活用、価値評価、差別化、...

- 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権
(産業財産権)
商品表示・商品形態、商号...

必須

特許制度

ものづくり

商標制度

信用蓄積
取引秩序維持

永久権

特許制度（特許出願→特許権）

発明を独占権によって保護

発明 = 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの

独占権 = 一定期間だけ特許発明を業として独占・排他的に実施できる

発明の労をねぎらう（表彰、栄典の付与、税の減免、報奨金等の交付等）

「特許制度は、天才の火に利益という油を注いだ」（アブラハム・リンカーン）

公開公報

特許公報

公開の代償

特許権の侵害

国ごと

何のために**特許出願**をし、 **特許権**を取得するか

- ・ **価格競争を避ける**

独占排他権→模倣者、安売りをする者を排除

- ・ **（特許出願）安全に実施（製造、販売等）できるか確認**
調査、先行技術把握、利用関係の有無

- ・ **顧客に選択していただく**

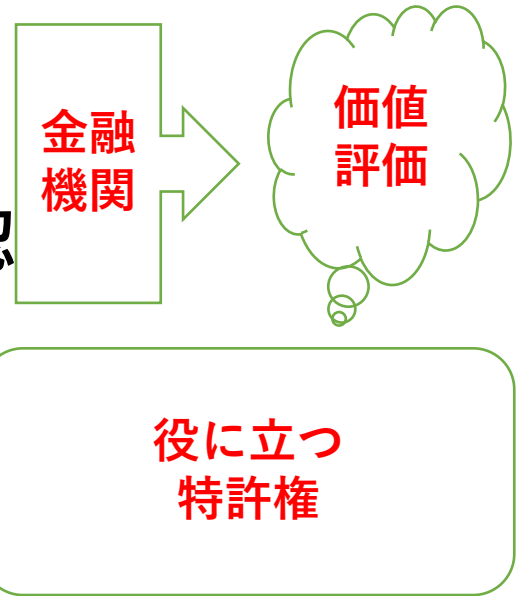
出願→**公開公報**、特許権→**特許公報**

技術を探している者に**J-PlatPat**等で検索され、注文

- ・ **（クロス）ライセンス等で権利の活用、市場の拡大**

共同開発、企業連携、オープン＆クローズ戦略

- ・ **（非特許出願）秘匿して管理**←流出のおそれ



ご清聴ありがとうございました

弁理士法人ぱてな

弁理士 中村 敬

Tel: 052-571-9077

Fax: 052-569-1351

Mail: takashi.nakamura@patena.jp